

アジアリートファンド(毎月分配型)

追加型投信／海外／不動産投信



●本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。

●ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

●ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行なう者]

日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

三井住友信託銀行株式会社(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

設定・運用は

日興アセットマネジメント

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「アジアリートファンド(毎月分配型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2013年9月13日に関東財務局長に提出しており、2013年9月14日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	不動産投信	その他資産 (投資信託証券 (資産複合 資産配分変更型 (不動産投信、 株式)))	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。
 ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<委託会社の情報>

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	9兆632億円
	(2013年6月末現在)

ファンドの目的

主として、日本を除くアジア諸国の不動産投信を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

1

主として日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場しているリート(不動産投信)に投資を行ないます。

- 市場環境などを考慮して、アジア諸国・地域の不動産関連株式への投資を行なう場合もあります。
- 外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジは行ないません。

リートとは

リートは、投資家から集めた資金などで不動産を保有し、そこから生じる賃料収入、売却益などが投資家に分配される商品です。

リートのしくみ



2

リートの比較的高い分配金収入を安定的に獲得しつつ、中長期的な信託財産の成長をめざします。

- 分配金収入および値上がり益などを原資として、毎決算時に安定した収益分配を行なうことをめざします。
- 毎月14日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

3

日興アセットマネジメント アジア リミテッドが運用を行ないます。

- アジア資産の運用に特化し、長年の経験を有する日興アセットマネジメント アジア リミテッドが、当ファンドの実質的な投資対象である「アジアリートマザーファンド」の運用を行ないます。

○市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

当ファンドが投資するアジアリートの魅力「3つの成長エンジン」

- アジアでは、相対的に高い経済成長などに伴う「所得の増加」や「都市化の進展」が見られていることに加え、急速に発展する国同士が近接しているといった「地理的優位性」による、世界貿易の中心地域としての存在感の高まりなどを背景に、不動産市場の高い成長性が見込まれています。
- こうしたアジアの不動産市場において、不動産物件を投資対象とするリート各社は、物件賃料の上昇や物件取得機会の増加などを通じて、収益獲得の機会を拡大していくものと期待されます。

アジアリートの収益拡大

物件の入居率
および賃料の上昇

+

リートによる
物件取得機会の増加

成長エンジン

1 所得の増加

2 都市化の進展

3 地理的優位性

※上記はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

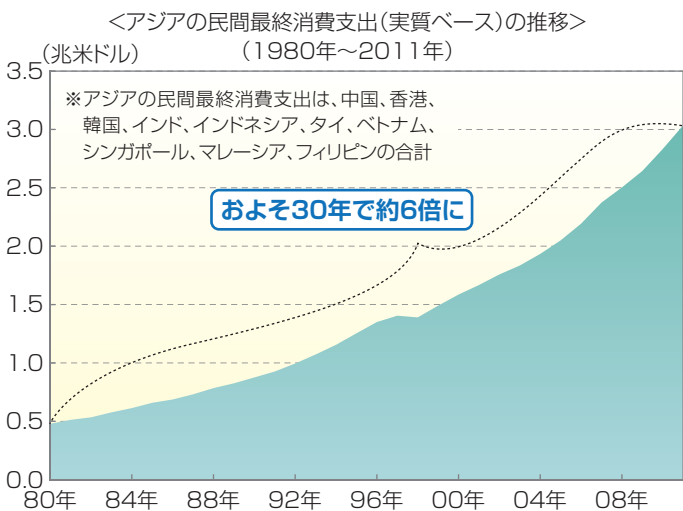
成長エンジン

1 所得の増加

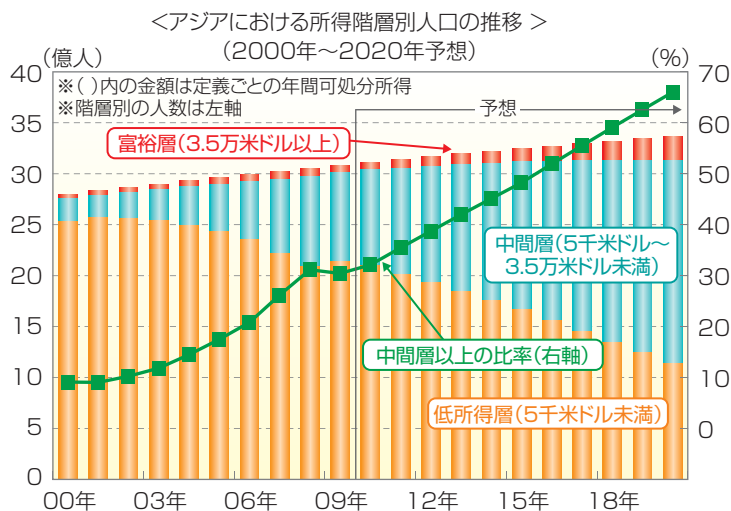
活発な消費に伴う商業施設の需要増加

- 経済成長などに伴う全体的な所得水準の向上により、アジア各国では購買力や消費意欲が高まっており、個人消費が拡大傾向にあります。また、消費意欲が特に旺盛とされている中間層が、アジアでは2020年には20億人に達すると推計されており、今後も活発な消費が続くと見込まれます。
- こうしたことは、アジアの小売売上高を押し上げるとともに、商業施設への需要を促すとみられるほか、住宅需要の増加にもつながっていくと考えられます。

拡大傾向にあるアジアの個人消費



中間層の増加が消費を押し上げ



※グラフ・データは過去のものおよび予想であり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

成長エンジン

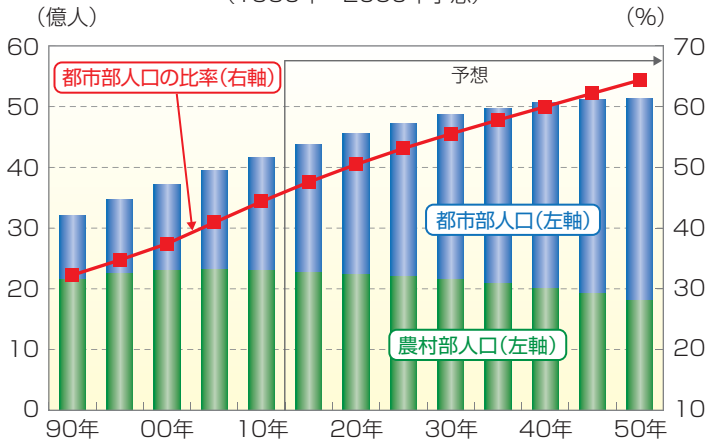
2 都市化の進展

都市化の進展による不動産市場の成長

- 経済成長やそれに伴う就業機会の拡大から、アジア各国で農村から都市へと人口が移動する都市化が進展しています。
- こうした都市化の進展により、不動産の開発や取引が活発化するとみられるほか、生産活動や消費の拡大が進むと考えられ、オフィスや住宅需要の増加が見込まれます。加えて、都市化の進展は、外国企業の進出を促す呼び水となることなどもあり、不動産市場の成長に好影響を与える要因と考えられます。

増加基調を強める都市部人口

＜アジアの都市部および農村部人口の推移＞
(1990年～2050年予想)



(出所)左図右表とも、国連「World Urbanization Prospects, the 2011 Revision」

※グラフ・データは過去のものおよび予想であり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

アジアの多くの都市が1,000万人都市に

＜都市人口が1,000万人以上のアジアの都市＞

2000年		2025年予想	
都市名(国名)	都市人口(万人)	都市名(国名)	都市人口(万人)
ムンバイ(インド)	1,637	デリー(インド)	3,294
デリー(インド)	1,573	上海(中国)	2,840
上海(中国)	1,396	ムンバイ(インド)	2,656
コルカタ(インド)	1,306	ダッカ(バングラデシュ)	2,291
ダッカ(バングラデシュ)	1,028	北京(中国)	2,263
北京(中国)	1,016	カラチ(パキスタン)	2,019
カラチ(パキスタン)	1,003	コルカタ(インド)	1,871
		マニラ(フィリピン)	1,628
		深圳(中国)	1,554
		広州(中国)	1,547
		重慶(中国)	1,363
		バンガロール(インド)	1,319
		ジャカルタ(インドネシア)	1,282
		チェンナイ(インド)	1,281
		武漢(中国)	1,273
		天津(中国)	1,193
		ハイデラバード(インド)	1,165
		バンコク(タイ)	1,124
		ラホール(パキスタン)	1,119

(ご参考) 2025年予想	
都市名(国名)	都市人口(万人)
東京(日本)	3,866
ニューヨーク(米国)	2,357

※都市人口の算出にあたっては、国連の定義に基づいています。

成長エンジン

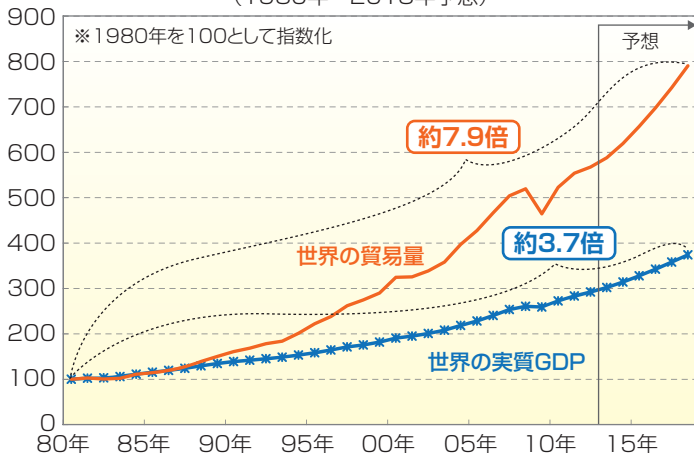
3 地理的優位性

高まる国際物流の拠点としての存在感

- 世界経済の成長に加え、貿易の自由化や国際的な取引コストの低下などに伴ない、国境を超えた経済活動は今後も拡大を続けると見込まれています。
- そうした中、世界の中でも相対的に高い経済成長が予想されていることに加え、急速に発展する国同士が近接しているといった地理的優位性を背景に、アジアは世界貿易の中心地域としての存在感を高めており、今後も、各都市におけるオフィスや物流施設への需要増加が期待されます。

拡大する世界の貿易量と経済規模

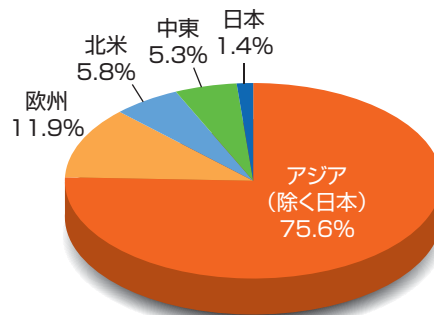
＜世界の貿易量(財・サービス)と経済規模の推移＞
(1980年～2018年予想)



(IMF「World Economic Outlook, April 2013」のデータをもとに日興アセットマネジメントが作成)

国際物流の拠点として存在感を高めるアジア

＜世界の海上コンテナ取扱量上位30港湾の地域別比率＞
(2012年)



(出所)日本港運協会

※上記写真はイメージです

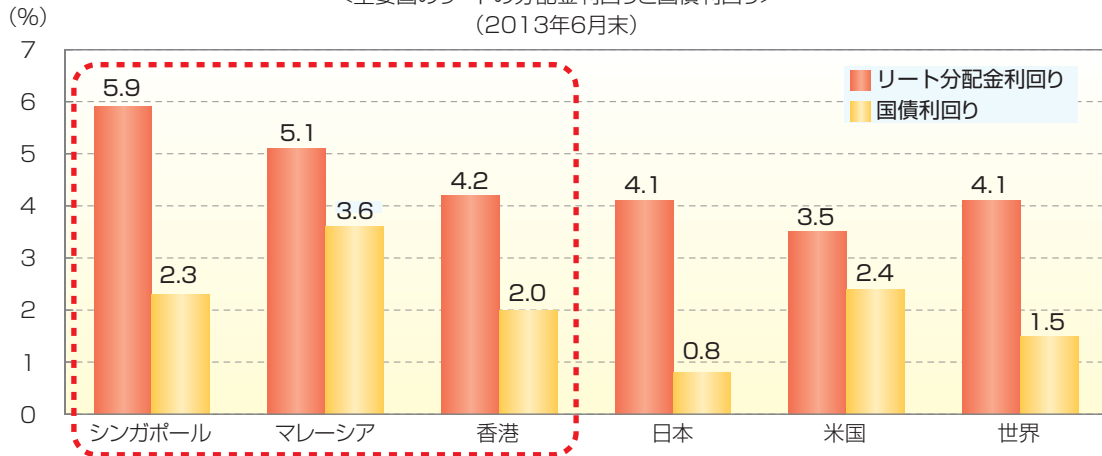
※グラフ・データは過去のものおよび予想であり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

ご参考：魅力高まるアジアのリート市場

- アジア各国では、オフィス需要の拡大や堅調な小売売上高に加え、国際物流の拠点としての役割を担っていることなどを背景に、不動産市場において物件への需要が高まっています。
- そうした中、良好なアジア経済を追い風に、リート各社の収益拡大への期待が高まっていることに加え、分配金利回りが相対的に高い水準にあることから、アジアのリート市場は、魅力的な投資対象として注目が集まるものとみられます。

アジアリートの分配金利回り

<主要国のリートの分配金利回りと国債利回り>
(2013年6月末)



*REITの分配金利回り:S&P REIT指数の各国ベース
国債利回り:シンガポール、マレーシア、香港、日本、米国は10年国債利回り、世界はシティグループ世界国債インデックスの最終利回り

(S&Pおよび信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成)

※グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

ご参考：アジアの主要リート市場について

- アジアのリート市場の規模は、シンガポールや香港を中心に拡大傾向にあり、2008年12月末と比較して約4.3倍拡大しました。

<アジア各国のリート市場の概要>

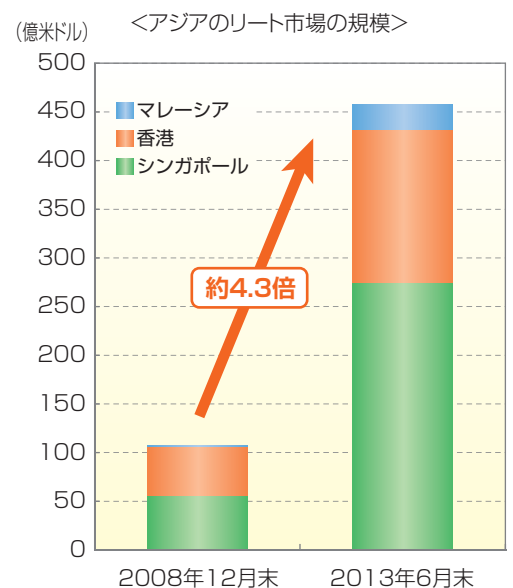
市場	時価総額*	銘柄数	分配金利回り	市場開設	特徴
シンガポール	約2.7兆円	24銘柄	5.9%	2001年	・商業施設への投資比率が高い。 ・香港、インド、日本などへの海外投資が盛ん。
香港	約1.6兆円	7銘柄	4.2%	2005年	・商業施設への投資比率が高い。
マレーシア	約2,500億円	4銘柄	5.1%	2005年	・オフィスへの投資比率が高い。
(ご参考)日本	約5.9兆円	37銘柄	4.1%	2001年	・オフィスへの投資比率が高く、特に都心の割合が大きい。

*1米ドル=99.14円(2013年6月末)で算出

(2013年6月末現在)

※上記は、S&P REIT指数の各国・地域インデックスデータをもとに作成

およそ4年で時価総額は4.3倍に

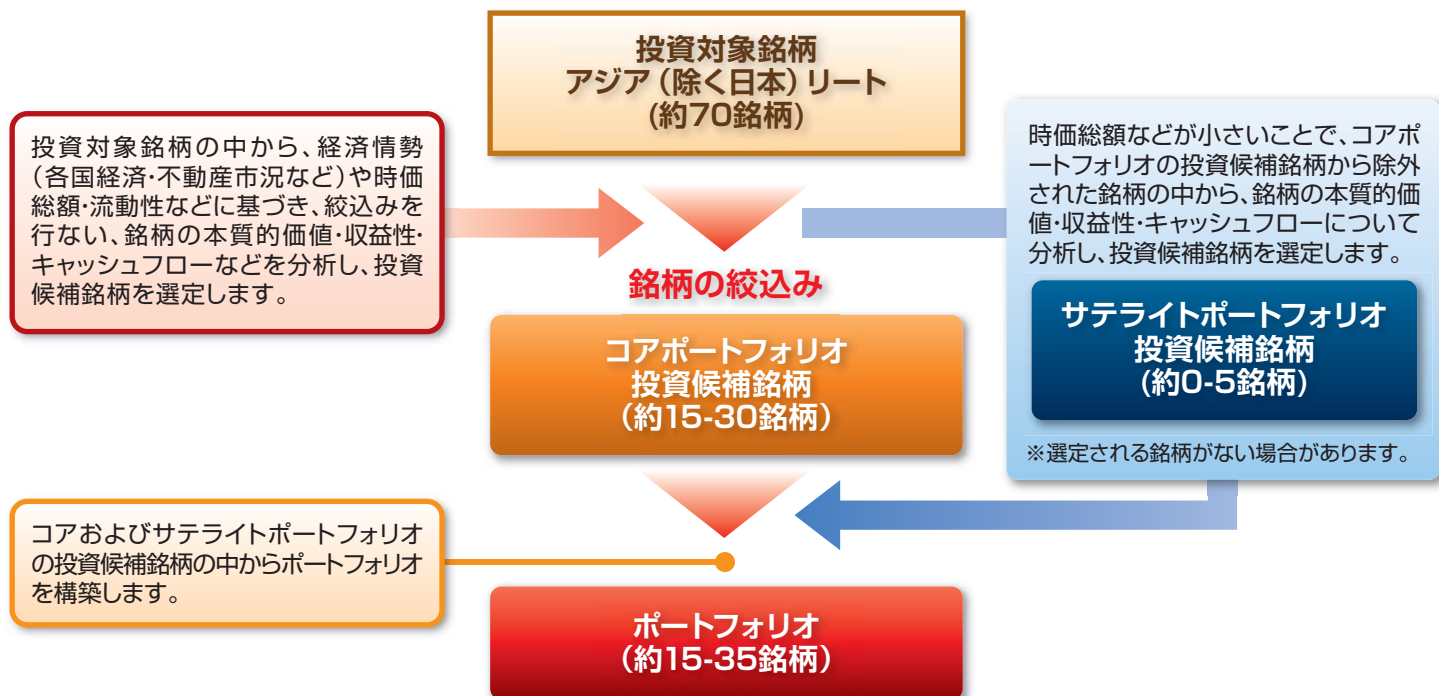


(出所)S&P REIT指数の各国・地域インデックスデータ

※グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

運用プロセス

■日興アセットマネジメント アジア リミテッドにおける運用プロセスは以下のとおりです。



※上記は、2013年6月末現在のプロセスであり、将来変更となる場合があります。

日興アセットマネジメント アジア リミテッドについて

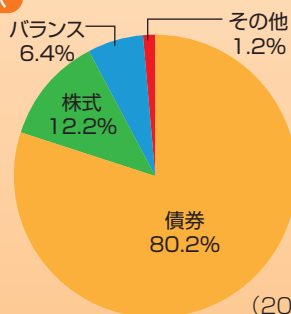
■1982年設立の日興アセットマネジメント アジア リミテッドは、アジア金融市場の中心地であるシンガポールを拠点として、長年にわたり、各国中央銀行、政府系企業、年金基金、金融機関などの多様な顧客の資産運用を行なっています。

会社概要

- 本拠地 : シンガポール
- 設立年 : 1982年
- 従業員数 : 96名
(うち、運用プロフェッショナルは24名)
- 運用資産残高*: 約61億米ドル (約5,700億円**)

* 運用資産残高には助言は含まれません。
** 換算レート: 1米ドル=93.99円 (2013年3月末時点)

運用資産の内訳



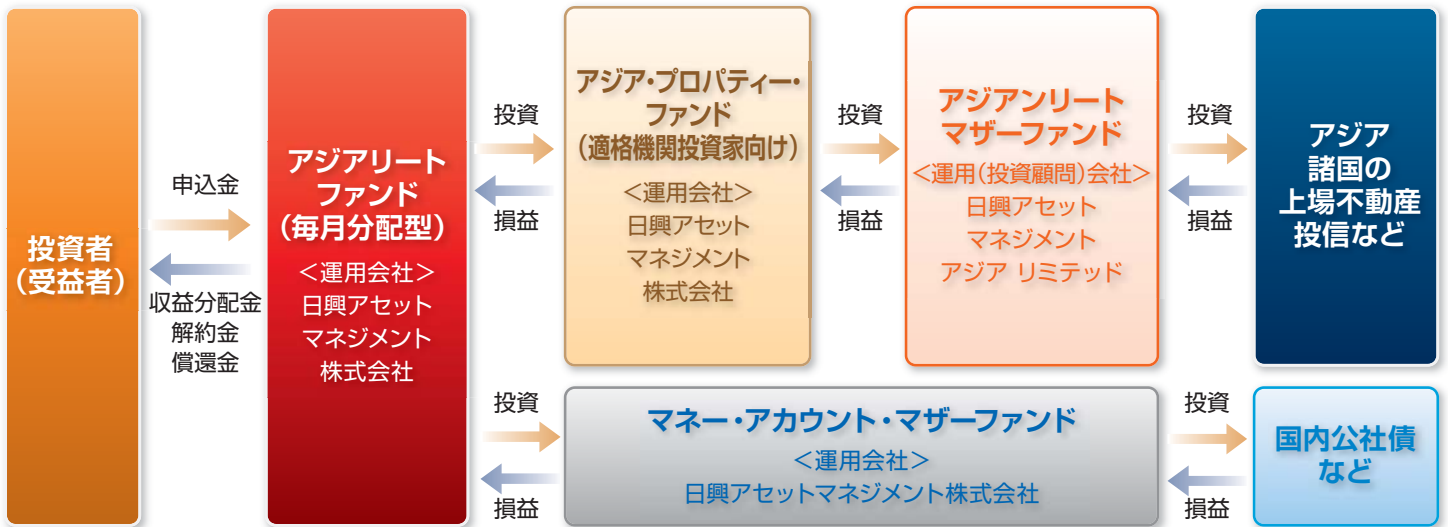
長年の運用経験と実績

- 「日興アセットマネジメント アジア リミテッド」は、「日興アセットマネジメント シンガポール リミテッド」とDBS銀行傘下の「DBSアセットマネジメント リミテッド」の統合により誕生しました。
- 約30年におよぶ、アジアでの資産運用ビジネスを通じて築き上げた各国の中央銀行、政策決定者、シンクタンクや企業などのネットワークを活用し、リサーチに活かしています。
- ビジネス環境、ファンダメンタルズ、金融・為替政策などについての深い知識や洞察力をもとに、投資判断を行ないます。
- トップダウンのマクロ経済分析に加えて、ボトムアップの銘柄選定を組み合わせた投資スタイルで運用を行ないます。
- 長期的なパフォーマンスを重視すると同時に、分散投資および緻密な調査によってリスク管理を行ない、ポートフォリオの最適なリスクリターンを追求します。

(2013年3月末現在)

ファンドの仕組みについて

■当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



■主な投資制限

- ・ 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

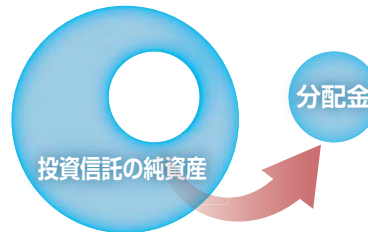
■分配方針

毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

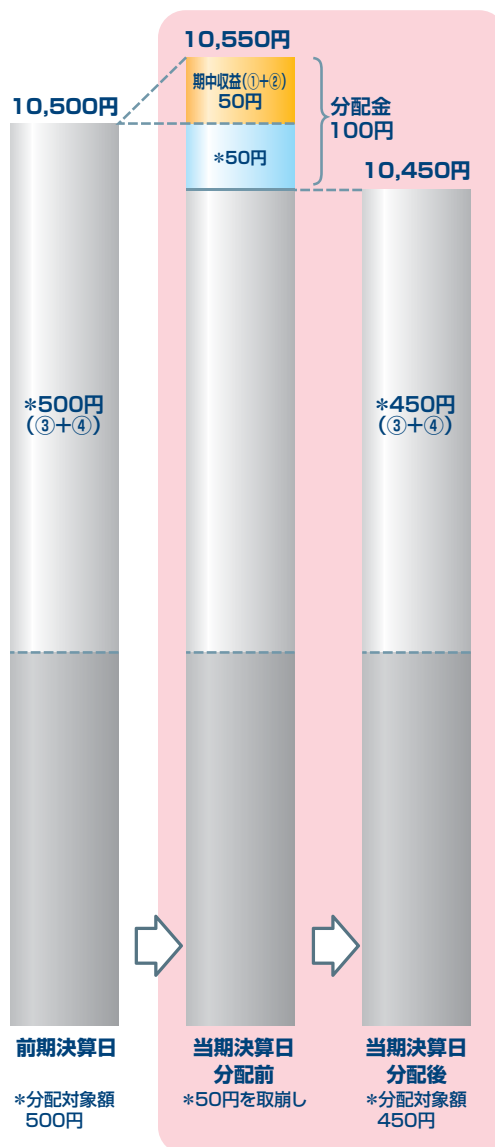
投資信託で分配金が支払われるイメージ



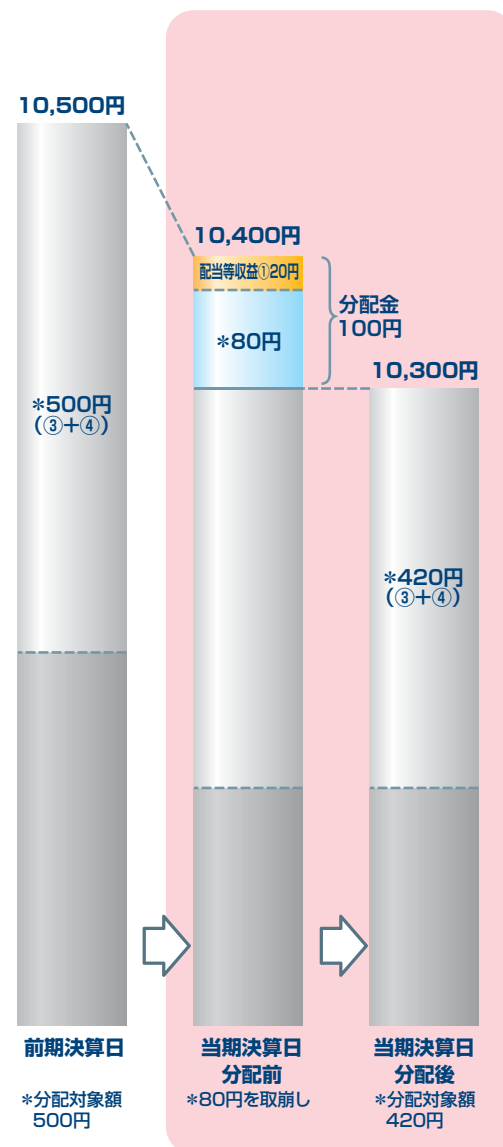
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



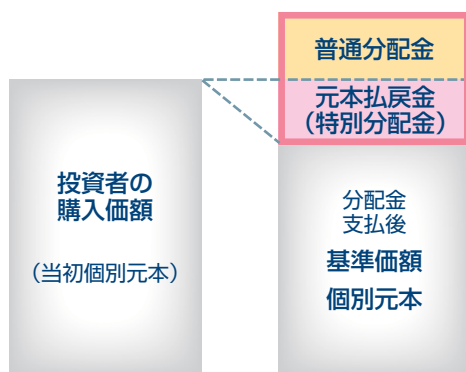
前期決算から基準価額が下落した場合



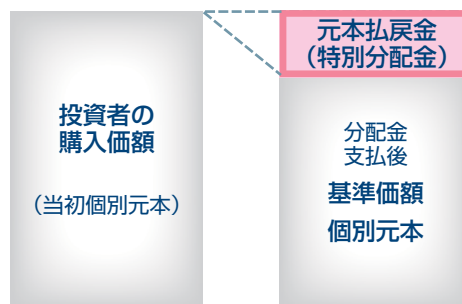
(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
 ※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

● 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

- ・ 普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・ 元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に不動産投信を実質的な投資対象とするファンドです。また、株式にも投資を行なう場合があります。したがって、不動産投信および株式の価格の下落や、不動産投信および株式の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- 不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴う不動産の滅失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。
- 株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- 新興国の不動産投信および株式は、先進国の不動産投信および株式に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
- 公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- 新興国の不動産投信および株式は、先進国の不動産投信および株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク

- 不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。
- 投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

為替変動リスク

- ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など(金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- ※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。
- ※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

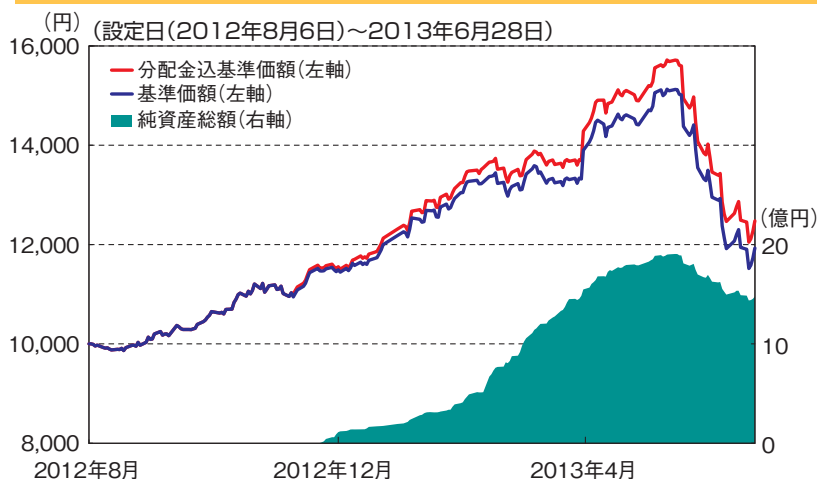
その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

リスクの管理体制

- リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理および法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。
- ※上記体制は2013年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

基準価額・純資産の推移



基準価額..... 11,930円
 純資産総額..... 14.77億円

※基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
 ※分配金込基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2013年2月	2013年3月	2013年4月	2013年5月	2013年6月	直近1年間累計	設定来累計
80円	80円	80円	80円	80円	580円	580円

主要な資産の状況

<資産構成比>

資産	比率
アジア・プロパティ・ファンド(適格機関投資家向け)	98.0%
マネー・アカウント・マザーファンド	0.1%
現金その他	1.9%

※当ファンドの純資産総額比です。

<不動産投資信託組入上位5カ国>

	国名	比率
1	シンガポール	71.8%
2	香港	27.1%
3	マレーシア	1.1%
4		
5		

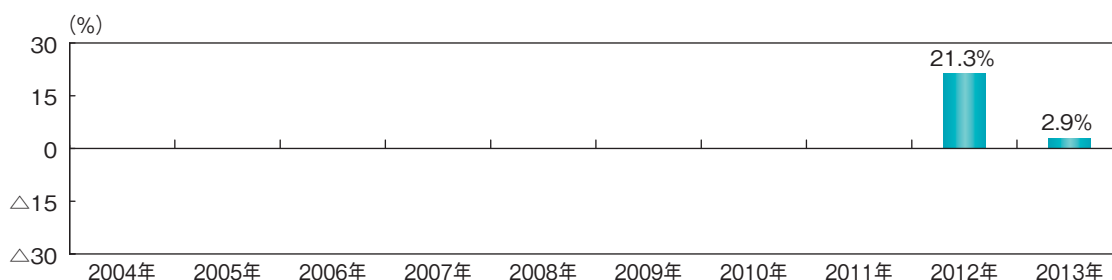
※マザーファンドの組入不動産投信時価総額比です。

<不動産投資信託組入上位10銘柄> (銘柄数:23銘柄)

	銘柄	国名	比率
1	SUNTEC REIT	シンガポール	9.0%
2	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	シンガポール	8.9%
3	CAPITAMALL TRUST	シンガポール	8.6%
4	CAPITACOMMERCIAL TRUST	シンガポール	7.8%
5	CHAMPION REIT	香港	7.0%
6	CDL HOSPITALITY TRUSTS	シンガポール	6.2%
7	LINK REIT	香港	6.0%
8	CAMBRIDGE INDUSTRIAL TRUST	シンガポール	4.2%
9	FRASERS COMMERCIAL TRUST	シンガポール	4.1%
10	ASCOTT RESIDENCE TRUST	シンガポール	3.7%

※比率はマザーファンドの純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※2012年は、設定時から2012年末までの騰落率です。

※2013年は、2013年6月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までで、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2013年9月14日から2014年9月12日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・購入・換金申込日が、香港証券取引所の休業日またはシンガポール証券取引所の休業日 ・購入・換金申込日の翌営業日が、香港証券取引所の休業日、シンガポール証券取引所の休業日、香港の銀行休業日またはシンガポールの銀行休業日
換金制限	ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	2022年3月15日まで（2012年8月6日設定）
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎月14日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年12回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページ アドレス http://www.nikkoam.com/ ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	年2回（6月、12月）および償還後に運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。（2014年1月1日以降） ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時の基準価額に対し3.15%(税抜3%)以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金時の基準価額に対し0.3%

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	<p>ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.945%(税抜0.9%) 運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p style="text-align: center;"><運用管理費用の配分></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4">運用管理費用(年率)</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.9450% (0.90%)</td> <td>0.1785% (0.17%)</td> <td>0.7350% (0.70%)</td> <td>0.0315% (0.03%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※括弧内は税抜です。</p>	運用管理費用(年率)				合計	委託会社	販売会社	受託会社	0.9450% (0.90%)	0.1785% (0.17%)	0.7350% (0.70%)	0.0315% (0.03%)
	運用管理費用(年率)													
	合計	委託会社	販売会社	受託会社										
0.9450% (0.90%)	0.1785% (0.17%)	0.7350% (0.70%)	0.0315% (0.03%)											
投資対象とする 投資信託証券	純資産総額に対し年率0.63%(税抜0.6%)程度													
実質的な負担	純資産総額に対し年率1.575%(税抜1.5%)程度 ※投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。													
その他の費用・手数料	諸費用 (目論見書の 作成費用など)	<p>ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.1%以内</p> <p>①目論見書などの作成および交付に係る費用、②運用報告書の作成および交付に係る費用、③計理およびこれに付随する業務に係る費用(①～③の業務を委託する場合の委託費用を含みます。)、④監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。</p>												
	売買委託 手数料など	<p>組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。</p> <p>※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。</p>												

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10.147%

※上記税率は2013年12月31日まで適用されるものであり、2014年1月1日以降、20.315%となる予定です。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、2014年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

nikko am